

## 鎌ヶ谷市国民健康保険被保険者証番号の桁数の変更について

現在、被保険者証番号の桁数は5桁となっておりますが、平成26年8月（9月審査分）から、現状の番号の前に「0」が追加され、6桁に変わります。鎌ヶ谷市国民健康保険被保険者すべての方の番号が変更となりますのでご協力をお願いいたします。

例：5桁「12345」から6桁「012345」になります。

## 疑義解釈資料（抜粋）

平成26年度診療報酬改定の取扱いに係る疑義解釈資料の一部を掲載いたします。

《医科》

### 【地域包括診療加算/地域包括診療料】

問 初診日と同一月に地域包括診療料を算定する場合、初診時に算定した費用は、出来高で算定可能か。

答 可能である。

問 地域包括診療料および地域包括診療加算において、患者に薬局のリストの中から選択させる際、リストの中に該当薬局が1つしかなかった場合であっても算定可能か。

答 院外処方をする際に、保険薬局は原則として複数から選択させる必要があるが、患家や当該保険医療機関の近隣に対応できる薬局が1つしかない場合等、複数の保険薬局リストの作成が事実上困難な場合においては、当該リストの中に該当薬局が1つしかない場合でも差し支えない。

### 【入院基本料】

問 既に7対1入院基本料を算定している医療機関であれば、平成26年9月30日（経過措置期間）までの間、7対1入院基本料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たせなくても急性期看護補助体制加算を届出することはできるのか。

また、夜間急性期看護補助体制加算の要件の重症度、医療・看護必要度の基準が満たせない場合は届出できるのか。

答 平成26年9月30日（経過措置期間）まで7対1入院基本料の重症度、医療・看護必要度及び急性期看護補助体制加算の要件の重症度、医療・看護必要度の基準が満たせなくても届出可能である。また、夜間急性期看護補助体制加算も同様である。なお、平成26年4月以降に新規で7対1入院基本料を届け出た医療機関は経過措置の対象とはならない。

### 【有床診療所 栄養管理実施加算】

問 前回改定で有床診療所入院基本料に包括された栄養管理実施加算が、今回、包括から除外されたが、常勤の管理栄養士が配置されている診療所で、栄養管理実施加算を算定するためには改めて届出が必要か。

答 そのとおり。別途届出様式を定めている。

### 【精神病棟入院基本料】

問 精神病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料（精神病棟）の重度認知症加算について、平成26年3月31日までに入院し、既に重度認知症加算を算定している場合はどのような扱いとなるのか。例）平成26年2月26日に入院した患者

答 平成26年4月1日より新しい規定にて算定する。

例示の症例では、平成26年4月1日時点ですでに入院より1月以上経過しているため、算定不可。

### 【地域包括ケア病棟入院料】

問 地域包括ケア病棟に再入院した場合、またそこから60日算定できるか。

答 第2部「通則5」の規定により入院期間が通算される再入院の場合、再入院時に通算入院期間が60日以内であれば60日まで算定が可能であるが、60日を超える場合には算定できない。

**【医学管理等】**

問 B005-1-3 介護保険リハビリテーション移行支援料を算定した後、手術、急性憎悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定し、再度、介護保険のリハビリテーションへ移行する場合に算定できるか。

答 算定できない。

**【うがい薬】**

問 うがい薬のみ投与された場合、当該うがい薬に係る処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料が算定できない規定となったが、治療目的でうがい薬のみ投与された場合は算定できると考えてよいか？

答 そのとおり。処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料は算定できる。

**【消費税】**

問 徴収する額がすべて変わることになるが、選定療養費分など各厚生局に届け出ている額については、改めて各厚生局への届出が必要となるか。

答 各厚生局に届け出ている額について変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある。

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	国民健康保険			平均点数 (1件当たり)	退職者医療			平均点数 (1件当たり)	
	決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数		決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数		
医 科	入 院	28,437	434,568	1,520,206,494	53,458.75	1,133	16,280	67,952,887	59,976.07
	入院外	1,167,579	1,839,821	1,586,850,900	1,359.10	49,250	77,404	75,607,987	1,535.19
歯 科	入 院	170	1,252	5,399,521	31,761.89	5	46	158,904	31,780.80
	入院外	284,713	560,089	356,959,930	1,253.75	13,033	25,783	16,055,263	1,231.89
調 剤		756,351	926,053	884,133,510	1,168.95	31,849	38,295	39,746,777	1,247.98
訪 問 看 護		1,645	10,478	113,096,160	68,751.47	69	475	5,042,400	73,078.26
支 払 総 額		2,238,895		32,219,954,316		95,339		1,394,430,489	

(3) 後期高齢者医療					
区 分	後 期 高 齢 者 医 療			平均点数 (1件当たり)	
	決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数		
医 科	入 院	36,705	629,960	1,924,993,442	52,444.99
	入院外	790,691	1,417,453	1,270,941,379	1,607.38
歯 科	入 院	85	618	2,313,046	27,212.31
	入院外	126,430	258,756	172,057,127	1,360.89
調 剤		539,941	707,077	822,309,483	1,522.96
訪 問 看 護		1,541	11,690	129,192,420	83,836.74
支 払 総 額		1,495,393		37,686,193,113	

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	国民健康保険			平均点数 (1件当たり)	退職者医療			平均点数 (1件当たり)	
	決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数		決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数		
医 科	入 院	27,579	416,225	1,448,530,414	52,522.95	1,057	14,983	60,797,708	57,519.12
	入院外	1,111,265	1,789,390	1,560,412,569	1,404.18	48,675	77,969	77,694,093	1,596.18
歯 科	入 院	169	1,159	5,726,869	33,886.80	7	56	239,045	34,149.29
	入院外	281,427	560,500	358,142,961	1,272.60	13,485	27,051	16,998,666	1,260.56
調 剤		721,548	887,659	839,346,676	1,163.26	31,323	37,821	38,883,828	1,241.38
訪 問 看 護		1,637	10,885	116,856,820	71,384.74	78	466	4,945,280	63,401.03
支 払 総 額		2,143,625		31,166,608,375		94,625		1,364,219,152	

(3) 後期高齢者医療					
区 分	後 期 高 齢 者 医 療			平均点数 (1件当たり)	
	決定件数 (処方箋枚数)	日 数	決定点数		
医 科	入 院	35,680	600,127	1,844,670,957	51,700.42
	入院外	789,757	1,448,549	1,269,437,079	1,607.38
歯 科	入 院	102	678	3,280,844	32,165.14
	入院外	127,367	264,737	176,288,287	1,384.10
調 剤		541,312	716,220	816,037,131	1,507.52
訪 問 看 護		1,569	11,878	129,617,490	82,611.53
支 払 総 額		1,495,787		36,974,802,760	

**◎お 願 い◎**  
**宛先の確認を**

レセプト等を提出する際には、宛先の確認をお願い致します。

- ・社会保険診療報酬支払基金
- ・国民健康保険団体連合会

送り先を誤ることにより、当月の決定ができない場合があります。  
封をする前に、十分確認をお願い致します。

編集・発行人  
 発行 平成26年7月15日  
 発行所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号  
 千葉県国民健康保険団体連合会  
 電話 (043)254-7174  
 発行責任者 鈴木 善八  
 編集責任者 杉田 さと子  
 印刷所 (株) さくら印刷